

令和5年度 霧島市特産品協会 定時総会

日 時 令和5年6月20日（火） 17:30～

場 所 ホテル京セラ アネックス レストラン夢の国

霧島市特産品協会



よかきり

KIRISHIMA ORIGIN

令和5年度 霧島市特産品協会定時総会
会 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 議長選出

(2) 議案

第1号議案 令和4年度事業報告及び収支決算の承認について（監査報告）

第2号議案 任期満了に伴う役員改選について

第3号議案 令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

(3) その他

4 閉 会

資 料

霧島市特産品協会規約

令和4年度事業経過報告

<<事業経過報告>>

月	日	行事内容	場所
4月	15日	霧島ジオパーク推進連絡協議会定例総会	書面決議
5月	13日	令和4年度霧島市商工会通常総会	書面決議
5月	19日	令和4年度鹿児島県特産品協会第1回役員会	鹿児島サンロイヤルホテル
5月	19日	霧島市水産まつり実行委員会	霧島市商工会館
6月	22日	令和4年度霧島市特産品協会定期総会	アクティブリゾート霧島
6月	23日	霧島商工会議所観光・サービス部会	霧島商工会議所
6月	27日	令和4年度鹿児島県特産品協会通常総会	城山ホテル鹿児島
6月	27日	令和4年度鹿児島県特産品協会第2回理事会	城山ホテル鹿児島
7月	20日	令和3年度第3回初午祭実行委員会	霧島市商工会館
9月	13日	霧島ふるさと祭2022第1回実行委員会	霧島商工会議所
9月	26日	令和4年度第1回初午祭実行委員会	霧島市商工会館
10月	8日	第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会 開会式	霧島高原国民休養地
10月	10日	第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会 閉会式	霧島高原国民休養地
10月	11日	令和4年度初午祭交通警備打ち合わせ会	霧島市商工会館
10月	31日	霧島ふるさと祭2022第2回実行委員会	書面決議
11月	1日	第30回霧島市・上野原縄文の森駅伝大会実行委員会	国分公民館
11月	22日	令和4年度第2回初午祭実行委員会	霧島市商工会館
12月	15日	令和4年度鹿児島県特産品協会第3回理事会	鹿児島サンロイヤルホテル
3月	17日	霧島ふるさと祭2022第3回実行委員会	霧島商工会議所
3月	29日	令和4年度鹿児島県特産品協会第4回理事会	鹿児島サンロイヤルホテル

■会員受賞等

●2022鹿児島県特産品コンクール

鹿児島県知事賞 岩切美巧堂 薩摩錫桜島タンブラー

百貨店協会賞 ガラス工房弟子丸 薩摩のSUKASHI KIRIKO

●2022霧島ガストロノミーブランド認定「ゲンセン霧島」

7つ星：国分酒造【芋焼酎安田(再認定)】

ヘンタ製茶【霧島有機抹茶(再認定)】

6つ星：河内源一郎商店【麴屋の食べる甘酒(再認定)】

松山産業【Teatime in KIRISHIMA(再認定)】

ヘンタ製茶【霧島抹茶羊羹(再認定)】

マルマメン工房【自家栽培の作物を使った食育活動(再認定)】

5つ星：徳重製菓とらや【黒酢のアップルパイ(新規)】

マルマメン工房【5種類のサラダ大豆(新規)】

令和4年度 霧島市特産品協会事業報告

令和4年度は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大は終息の気配を見せず、夏季・冬季にこれまでを上回る規模で感染が拡大しましたが、ワクチン接種も進み重傷者患者は第6波以降少ない傾向でした。観光をはじめ特産品製造や販売事業者を取り巻く環境は厳しい状況が続きましたが、政府による全国旅行支援等による需要の盛り返しもあり、事業の継続と雇用の確保等が課題となりました。このような状況ですが、今後もさらに会員間の相互理解と連携を強め、霧島市にふさわしい特産品のPRと県内外への販路開拓や観光と協同した特産品の振興を通じて、地域経済の活性化を促進するために各事業に取り組んで参ります。

(1) 物産展出展推進事業

- ・首都圏イベント出展

関東・中部・関西地方等への観光物産出展 PR

- ① 第17回関西かごしまファンデー【令和4年度中は開催されず令和5年5月7日開催】

- ・九州管内イベント出店

- ② 霧島ふるさと祭2022出展

日時／令和4年11月6日(日) 10:00～16:00

場所／国分シビックセンター「お祭り広場」コロナ対策を行い実施

※出展51ブース

- ③ 第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会「霧島産品特設市場」での出店

日時／令和4年10月6日(木)～10月10日(月)

場所／霧島高原国民休養地・特設会場

※出展31ブース

(2) 広報及び会員の拡大事業

- ・PR広報渉外

- ① 協会公式ホームページの充実

昨年度開発に着手した霧島市特産品協会での総合的な特産品情報発信サイトの充実を図り、会員事業者のECサイト集約と販路拡大の支援を行う。

※会員情報ページは随時更新中

WEBサイト名／よかもん、たっぷり、霧島の特産品「よかきり」

URL／<https://yoka-kiri.com/>

- ② 販売チャンネル新規開拓支援事業

■補助対象事業者…霧島市特産品協会会員

■補助対象…令和4年7月1日(金)～令和5年2月28日(火)までに経費支出されたもの

■補助率…対象経費の2分の1

■補助上限額…50,000円

■新たな販路拡大を行うための経費…広告宣伝費・印刷製本費・外注委託費など

・事業採択件数8件 総事業費397,589円

- ・会員拡大の推進

 - 霧島市及びその周辺地域における個人や事業所等の会員勧誘を行いました。

- ・霧島市特産品のブランド認定の支援

 - 令和4年10月20日／ゲンセン霧島認定制度第1次審査会

 - 令和4年12月14日／ゲンセン霧島認定制度第2次審査会

- ・霧島ガストロノミー推進協議会との連携

 - 令和4年5月31日／第1回ガストロノミー推進協議会

 - 令和5年1月23日／第2回ガストロノミー推進協議会

 - 令和5年3月12日／霧島ガストロノミーコレクション

(3) 霧島市ふるさと納税の支援

- ・会員からの新商品情報等の情報提供を行った。

(4) 諸団体との連携及び提携事業

- ・いざ霧島キャンペーン実行委員会 ・霧島商工会議所 ・霧島市商工会

- ・初午祭実行委員会 ・霧島ふるさと祭実行委員会

- ・霧島ガストロノミー推進協議会 ・霧島市水産まつり実行委員会

- ・霧島市観光宣伝実行委員会 ・霧島ジオパーク推進連絡協議会

- ・上野原縄文の森駅伝大会実行委員会

- ・霧島市や霧島市観光協会など関係機関が行う観光誘客事業への協力

- ・公益社団法人鹿児島県特産品協会との連携

 - 令和4年5月19日 / 第1回理事会

 - 令和4年6月27日 / 通常総会及び第2回理事会

 - 令和4年12月15日 / 第3回理事会

 - 令和5年3月29日 / 第4回理事会

令和4年度 霧島市特産品協会 収支決算書

収入の部	予算額	収入額	比較	備考
会費収入	620,000	594,000	△ 26,000	法人10,000円×51個人6,000円×14 (未納法人10,000×1)、(法人1、個人1、退会)
未納分会費	0	0	0	
会費前受金	0	0	0	
市補助金	1,000,000	1,000,000	0	霧島市
加入金	0	0	0	
事業収入	0	0	0	観光宣伝物産展売上等
雑収入	5,000	6	△ 4,994	意見交換会参加者負担金、利息
繰越金	64,505	64,505	0	
合計	1,689,505	1,658,511	△ 30,994	

支出の部	予算額	支出額	比較	備考
物産展関係費	250,000	0	△ 250,000	
研修費	0	0	0	
観光イベント関係費	220,000	436,000	216,000	ガストロノミー負担金、ツーリズム負担金など
会議費	45,000	62,950	17,950	会議室使用料等
旅費交通費	0	0	0	
事務費委託費	200,000	200,000	0	事務委託費
消耗品費	65,000	66,268	1,268	通信費、封筒印刷など
広告費	20,000	165,000	145,000	広告費(全共お祝いCM)
雑費	60,000	63,638	3,638	県協会年会費等、振込手数料等
事業支出	806,000	503,189	△ 302,811	ホームページ・サーバー管理費、新規事業支援金
予備費	23,505	0	△ 23,505	
合計	1,689,505	1,497,045	△ 192,460	

収入合計	1,658,511
支出合計	1,497,045
次期繰越収支差額	161,466

監 査 報 告 書

令和5年5月16日

霧島市特産品協会

会長 徳重 克彦 殿

監事 新町 貴 

監事 満留 寛 

1 監査の実施概要

令和5年5月16日、霧島市特産品協会事務局において、規約第11条第4項に基づいて霧島市特産品協会の令和4年度の業務及び会計の状況について監査を行った。

2 監査意見

- (1) 事業報告書の内容は、適正であると認める。
- (2) 収支決算書、貸借対照表は、令和4年度の収支及び監査実施日現在の財政状況を適正に表示していると認める。
- (3) 内部統制制度の整備及び運用状況は、妥当であると認める。

以上

第2号議案 令和5年度任期満了に伴う役員改選について

理事・監事選任（案）

役職名	氏名	事業所
会長	徳重 克彦	(有)徳重製菓とらや
副会長	岩切 洋一	(有)岩切美巧堂
副会長	邊田 孝一	ヘンタ製茶(有)
理事	岩元 保代	HMI (株)
理事	植山 太介	植山水産
理事	弟子丸 勉	美の匠ガラス工房弟子丸
理事	坂田 三則	坂田金時堂
理事	白川 賢一	朝日酢食品(株)
理事	平 邦範	(有)霧島高原ロイヤルパーク
理事	鶴留 俊朗	(株)有機天然工房SUN倶楽部
理事	山元 紀子	(有)河内菌本舗
監事	新町 貴	霧島商工会議所
監事	満留 寛	霧島市商工会

※役員選任後の任期は令和7年度定期総会までとする

(理事11名 監事2名)

霧島市特産品協会 現行役員一覧

役職名	氏名	事業所
会長	徳重 克彦	(有)徳重製菓とらや
副会長	岩切 洋一	(有)岩切美巧堂
副会長	邊田 孝一	ヘンタ製茶(有)
理事	岩元 保代	HMI (株)
理事	植山 利博	植山水産
理事	小牧 一郎	(株)日当山醸造
理事	坂田 三則	坂田金時堂
理事	白川 賢一	朝日酢食品(株)
理事	平 邦範	(有)霧島高原ロイヤルパーク
理事	鶴留 俊朗	(株)有機天然工房SUN倶楽部
理事	山元 紀子	(有)河内菌本舗
監事	新町 貴	霧島商工会議所
監事	満留 寛	霧島市商工会

※役員選任後の任期は令和5年度定期総会までとする

(理事11名 監事2名)

令和5年度 霧島市特産品協会事業計画（案）

令和5年度は、4月28日に新型コロナウイルス感染症に関する水際対策でワクチン接種証明等の提出が不要となり、また5月の連休明けから感染症法の5類感染症に位置付けられ、8回にわたる感染拡大の波を乗り越えウィズコロナ時代へと移行が進められています。今後は観光関連事業者をはじめ特産品製造・販売事業者にとっても、コロナ禍の苦しい3年間からようやく解き放たれ、リスタートをするための大事な1年となるかと思われますので、さらなる霧島市特産品のPRと県内外への販路開拓や観光と協同した特産品の振興を通じて、地域経済の活性化を促進するために各事業に取り組んで参ります。

（1）物産展出展推進事業

- ・首都圏イベント出展

関東・中部・関西地方等への観光物産出展 PR

① 第17回関西かごしまファンデー

日時：令和5年5月7日(日) 9:00～17:00

場所：マイドーム大阪 2F・3Fホール

実施：関西鹿児島県人会総連合会「関西かごしまファンデー実行委員会」

②九州管内・首都圏等イベント出展の情報提供

③霧島ふるさと祭2023への会員出展等とりまとめ

（2）広報及び会員の拡大事業

- ・PR広報渉外

① 協会公式ホームページの充実

昨年度開発に着手した霧島市特産品協会での総合的な特産品情報発信サイトの充実を図り、会員事業者のECサイト集約と販路拡大の支援を行う。

※会員情報ページは商品撮影作業中で随時更新中

WEBサイト名／よかもん、たっぷり、霧島の特産品「よかきり」

URL／<https://yoka-kiri.com/>

② 販売チャンネル新規開拓支援事業（継続事業）

- ・補助対象事業者…霧島市特産品協会会員
 - ・補助対象…令和5年7月1日(土)～令和6年2月29日(木)までに経費支出されたもの
 - ・補助率…1/2
 - ・補助上限額…50,000円
 - ・新たな販路拡大を行うための経費…広告宣伝費・印刷製本費・外注委託費など
- ※予算上限に達し次第終了。（補助対象は新規事業に限る）

- ・会員拡大の推進

霧島市及びその周辺地域における個人や事業所等の会員勧誘を行う。

- ・霧島市特産品のブランド認定の支援
霧島ガストロノミーブランド認定制度審査会協力
- ・霧島ガストロノミー推進協議会との連携
霧島ガストロノミー推進協議会／霧島ガストロノミーコレクション

(3) 霧島市ふるさと納税の支援

- ・会員からの新商品情報等の情報提供を行う。

(4) 諸団体との連携及び提携事業

- ・いざ霧島キャンペーン実行委員会 ・霧島商工会議所 ・霧島市商工会
- ・初午祭実行委員会 ・霧島ふるさと祭実行委員会
- ・霧島ガストロノミー推進協議会 ・霧島市水産まつり実行委員会
- ・霧島市観光宣伝実行委員会 ・霧島ジオパーク推進連絡協議会
- ・霧島高原自然体験ツーリズム協議会
- ・燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会霧島市実行委員会
- ・霧島市や霧島市観光協会など関係機関が行う観光誘客事業への協力
- ・公益社団法人鹿児島県特産品協会との連携

令和5年度 霧島市特産品協会 収支予算書 (案)

収入の部	本年度予算額	前年度決算額	比較	備考
会費収入	598,000	594,000	4,000	法人10,000円×52 個人6,000円×13
未納分会費	10,000	0	10,000	
市補助金	950,000	1,000,000	△ 50,000	霧島市
加入金	0	0	0	
事業収入	0	0	0	
雑収入	10	6	4	利息等
繰越金	161,466	64,505	96,961	
合計	1,719,476	1,658,511	60,965	

支出の部	本年度予算額	前年度決算額	比較	備考
物産展関係費	250,000	0	250,000	県内外物産展出展費
研修費	0	0	0	
観光イベント関係費	370,000	436,000	△ 66,000	霧島ふるさと祭負担金(25)ガストロミー負担金(10)ツーリズム負担金(2)
会議費	154,000	62,950	91,050	総会等
旅費交通費	30,000	0	30,000	出展旅費
事務委託費	200,000	200,000	0	観光協会事務委託費
消耗品費	20,000	66,268	△ 46,268	ハガキ・封筒・通信費等
広告費	20,000	165,000	△ 145,000	広告費、賞品提供等
雑費	50,000	63,638	△ 13,638	県協会年会費等、振込手数料等
事業支出	606,000	503,189	102,811	ホームページ管理費(10.6)、事業費(500)
予備費	19,476	0	19,476	
合計	1,719,476	1,497,045	222,431	

収入合計	1,719,476	1,658,511
支出合計	1,719,476	1,497,045
収支差額	0	161,466

霧島市特産品協会規約

(目的)

第1条 本会は、会員が特産品の開発・製造・販売について研究し、技術の向上と販路開拓を主とした即売会を行い、会員相互の経済活動を促進するとともに広く特産品を宣伝することにより、霧島地区産業の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、霧島市特産品協会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、霧島市牧園町高千穂3878番114号(公益社団法人霧島市観光協会内)に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 特産品の開発、製造及び販売の研究に関すること
- (2) 特産品の展示会、販売会等の開催に関すること
- (3) 会員が取り扱う特産品の共同販売及び斡旋に関すること
- (4) 国、県、市が開催する各種物産展等の参加または共催に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと

(会員)

第4条 本会の会員は、霧島市に居住もしくは事業所を有し、特産品の開発、製造、販売に関与するもの及びこれらに関連し、本会の目的に賛同する者をもって会員とする。

(加入)

第5条 会員の加入は、役員会の諾否をもって決定する。

- 2 加入が決定した会員は、直ちに加入届に加入金10,000円を添えて会長に届け出なければならない。

(脱退)

第6条 会員は、あらかじめ協会に通知した上で脱退することができる。

- 2 前項の通知は、その旨を記載した書面をもって会長に提出しなければならない。

(除名)

第7条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。

- (1) 会費等の納入、その他本会に対する義務を怠った会員
- (2) 本会の事業を妨げ、または妨げようとした会員
- (3) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員
- (4) 犯罪その他信用を失う行為をした会員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置くこととする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理 事 15名以内

(4) 監事 2名以内

2 本会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

(役員を選任及び任期)

第10条 役員は、会員の中から総会において選出する。会長は理事の互選とし、総会で承認を受けるものとする。

2 役員任期は、2年とする。ただし、欠員補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は再任を妨げない。

(役員職務)

第11条 役員職務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理し役員会及び総会の議長となる
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき会長の職務を代行する
- (3) 役員は、役員会に出席し、必要な事項を審議する
- (4) 監事は、会計を監査する

(役員会)

第12条 役員会は、会長が招集し、役員過半数の出席をもって次に事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 加入の諾否に関する事項
- (3) その他の業務執行に関する事項で、役員が必要と認めた事項

2 役員会議事は、役員過半数をもって決定する。

(総会)

第13条 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 規約の制定、改廃
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 役員選出・承認
- (4) 決算承認
- (5) 会員除名に関する事項
- (6) 前号に準ずる必要な事項

(招集)

第14条 総会は、定期総会、臨時総会の2種とし、会長がこれを招集する。

- (1) 定期総会は、年1回開催する
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する

(設立要件)

第15条 総会は、会員過半数の出席がなければならない。ただし、委任状をもって総会出席に代えることができる。

(議事決定)

第16条 総会議事は、出席者過半数の同意をもって決定する。

(経費)

第17条 本会経費は、会費その他の収入金をもって充てる。

(会費)

第18条 会員は会費を毎年5月末までに納入しなければならない。

2 会費の額は、法人会員は10,000円、個人会員は6,000円とする。ただし、年度途中に加入した者の会費は、次のとおりとする。

(1) 4月1日から9月末までに加入する者の会費は、年額の全額

(2) 10月1日から翌年3月末日までに加入する者の会費は、年額の2分の1とする

(3) 前項に規定する会費のほか、会の運営に必要と決定された場合は、臨時に会費を徴収することができる

(会費の返戻)

第19条 会費は、原則として返戻しないものとする。ただし、特別の事由があるものは、この限りではない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第21条 この規約の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

平成29年12月一部改正

令和2年6月一部改正

